

第3章 平野区の特性を踏まえた地域保健福祉

平野区は市内で最も人口が多く、校区数も多い一方で、人口減少が進み高齢化率が上昇し続けています。また、障がい者手帳の所持者数も増加傾向にあります。出生数も多く、加えて子育てに関する相談も多いことから、多岐にわたる多様な福祉ニーズがあります。複合化する生活上の課題は、既存の制度の対象となりにくく、「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業のように、それぞれの仕組みや制度の垣根を超えて、包括的な支援体制をつくっていくことも必要です。

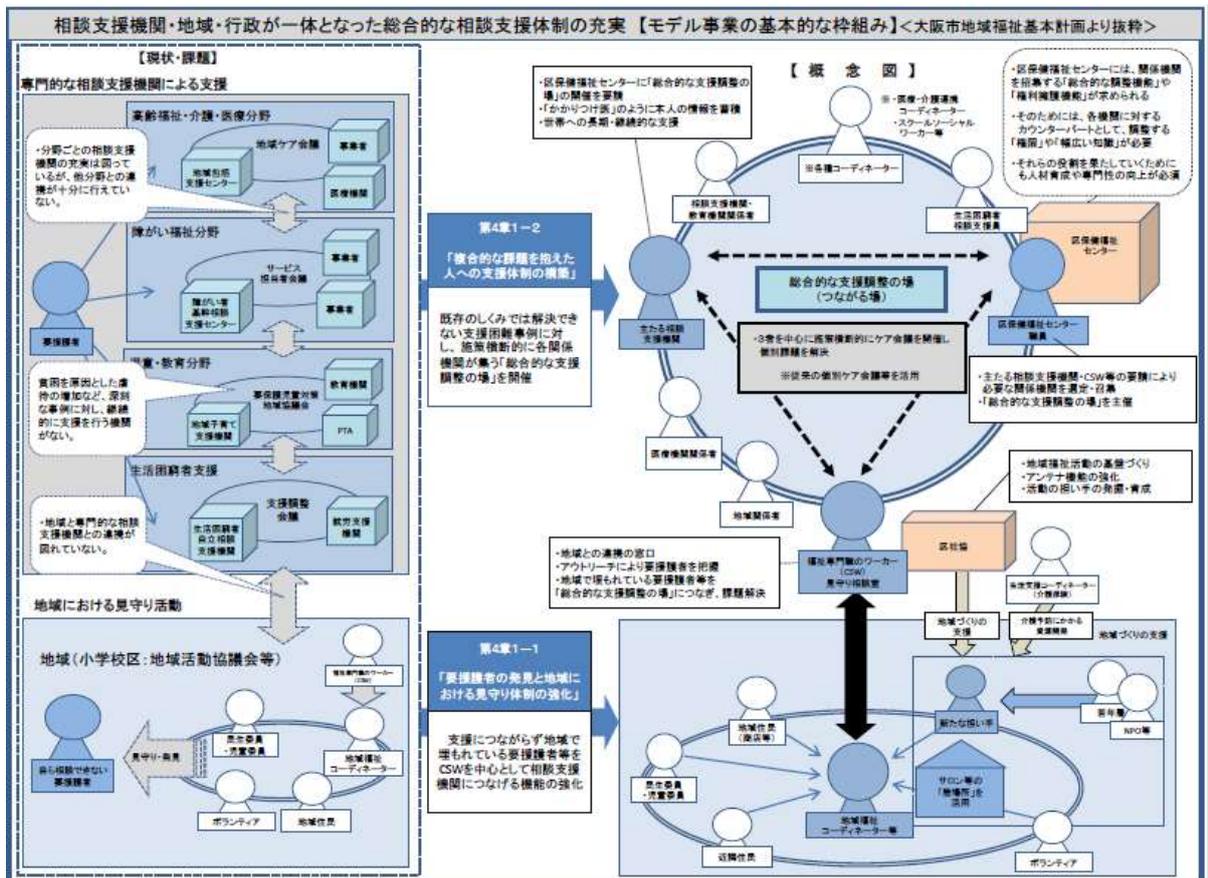
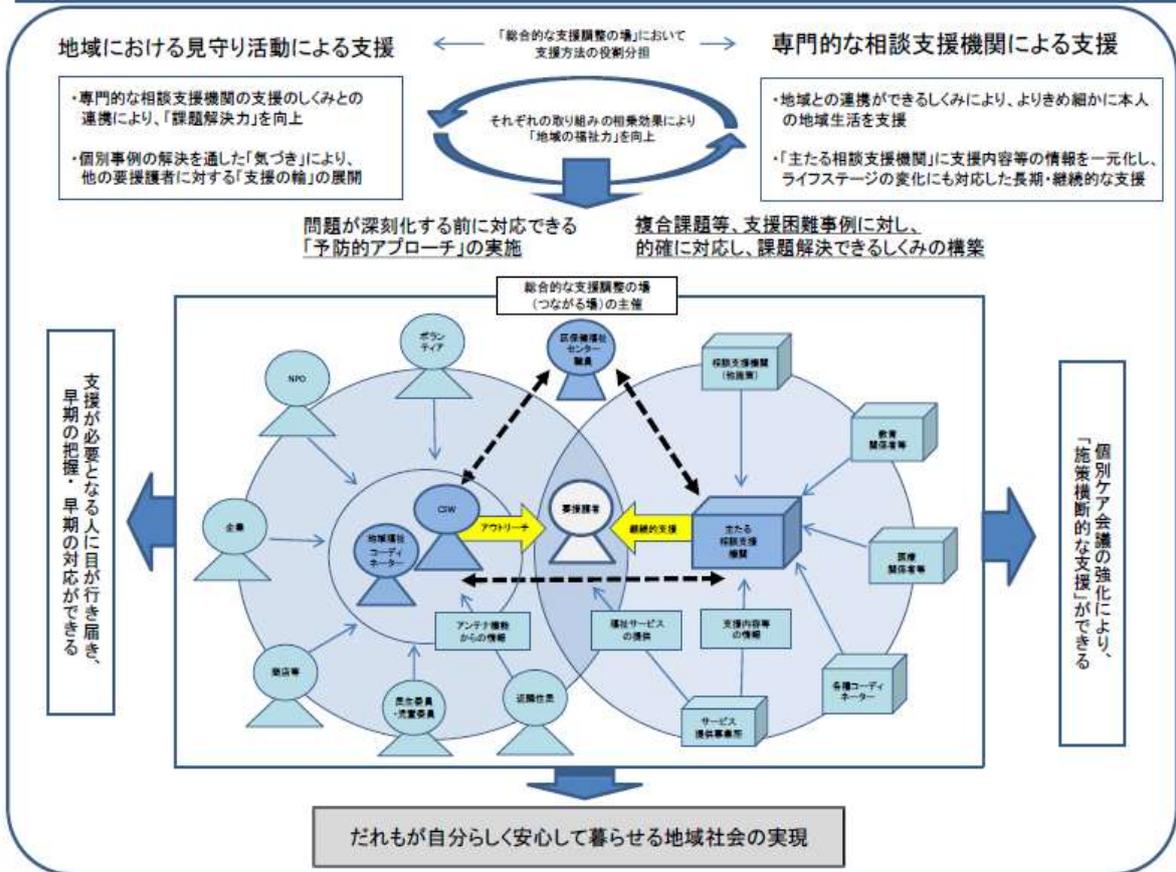
みなさんが住んでいる地域にもそれぞれの特徴があり、その住民であるみなさんも多様性がある中で、様々な解決していくべき課題がありますが、平野区に関わる全ての人がお互いを尊重し、つながり、支えあいながら、誰ひとり取り残すことのない「地域共生社会」を推進していきましょう。

そのためには、第2章においてみなさんにお示した、第3期計画の理念と、課題解決に向けた取組の方向性を示した3つの基本目標「つながり」「見守り」「人材・社会資源」の考え方にに基づき、平野区の特性を踏まえ、次のような視点で地域保健福祉を推進していきましょう。

平野区における具体的な取組

- 1 高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる
平野区をめざして
- 2 障がいのある人もない人もみんなで支えあえる平野区をめざして
- 3 こども・子育て世帯をみんなで支えあえる平野区をめざして
- 4 安全で安心な平野区をめざして（「気にかける」地域づくり）

本人を中心とした「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」【めざすべき理想】



1 高齢者がいつまでも安心して暮らし続けることができる 平野区をめざして

(1) 相談支援の取組

① 平野区内に5つの地域包括支援センター※と6つのランチ※を配置し、介護や福祉に関する総合相談窓口として高齢者の様々な支援に取り組んでいます。また、地域包括支援センターや介護支援事業所等が地域活動との連携をめざして「平野区地域包括支援センター運営協議会」を開催し、引き続き、各地域における課題の共有や解決に向けた検討を行っていきます。

② 平野区では、概ね小学校区単位の23地域に地域福祉活動コーディネーターを配置し、相談体制を構築しています。みなさんのより身近な相談者となるよう引き続き配置します。また、地域福祉活動コーディネーターが様々な地域活動に関わりながら、新たな担い手の発掘・育成にも取り組んでいきます。



地域福祉活動コーディネーターの見守り訪問

(2) 認知症に関する取組

① 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、健康維持やいきがいくりに向けた取組を、地域の中でも進めていくことが重要です。特に、認知症に関しては、るんるんネット※（平野区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会）において、区民や支援者への正しい理解の促進や、支える人のつながりづくりを目的とした講演会、交流会等を行っています。また、平野区認知症予防推進事業（いきいき脳活）として、「平野区いきいき脳活サポートマニュアル」を活用した、地域における認知症予防の取組を支援していきます。

② キャラバン・メイト※では、認知症の当事者やその家族を温かく見守る、認知症サポーター※（キッズサポーター含む）養成のための講座を通じて、学校等を含む地域での認知症理解を広げていきます。ひらのオレンジチーム※（認知症初期集中支援チーム）は、認知症（若年性認知症含む）専門相談窓口として家庭訪問等による当事者やその家族への初期集中支援、地域の認知症対応力向上のための体制構築に取り組んでいきます。

(3) つながりづくり・居場所づくりの取組

① つながりづくりは、みなさんが住んでいる身近な場所で取り組まれている様々な活動に参加していただくことから始まります。全戸配布している区の広報紙や区社協だより等の紙面を活用して区内各地域の活動を広く周知していきます。



平野区社協だより

② 各地区社会福祉協議会等で実施している「ふれあい喫茶※」や住民主体で実施している「いきいき百歳体操※」等の地域活動に対して、区社協や地域包括支援センター等の専門職と協働して高齢者のいきがい

づくり、居場所づくり活動への支援を積極的に行っていきます。このような地域活動は地域のボランティアが取り組んでおり、引き続き持続性のある地域活動となるよう、次世代育成の観点からSNSや様々な広報媒体を活用して、新たな担い手の発掘と育成を区社協、ボランティア・市民活動センター※と連携して取り組んでいきます。



ふれあい喫茶（瓜破北地域）

また、各地域で実施している「食事サービス※」活

動を通じて、日頃からの地域住民同士の緩やかなつながりづくりを進めながら、住民のみなさんが地域から孤立することのない取組を進めていきます。必要に応じて専門職である平野区見守り相談室※に配置されたCSW※による訪問活動を行っていきます。

③ 今後団塊の世代が75歳以上となり、住んでいる地域でいきいきと暮らし続けるため、平野区ささえ愛支援員※（生活支援コーディネーター）により、地域資源を発掘しながら高齢者の居場所づくりやいきがいづくり活動、生活支援サービス（有償による助けあい活動等）の創出をこれまでよりも積極的に進めていきます。

(4) 健康づくりの取組

- ① いきいき百歳体操における体力づくりや、にこにこ教室※における介護予防の取組を各地域で実施してもらおうよう支援しています。この体操は運動機能低下防止だけでなく、仲間づくりによる閉じこもりの防止にもつながり、フレイル予防にも効果があるため、今後も取組を広げていきます。



いきいき百歳体操(喜連西地域)

- ② 平野区老人福祉センターや各地域の老人憩の家等で実施している健康増進の取組と連携・協働し、みなさんの健康寿命を延ばす取組を推進します。健康寿命を延ばすためには、運動等の健康づくりが大切であり、平野区健康づくり推進協議会と連携した啓発や地域における健康づくり活動等に取り組んでいきます。加えて、栄養バランスの摂れた食事にも密接に関係しており、みなさんが健やかな食生活を送ることができるよう、平野区食生活改善推進員協議会と連携した啓発を引き続き行っていきます。
- ③ 地域福祉を推進していくためには、医療機関や保健分野との連携が非常に大切になります。「地域包括ケアシステム」が機能し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けていくためには、在宅医療と介護の連携が不可欠であり、平野区でも取組を進めています。また、誰もが地域で安心して暮らす上で適切な医療を日常的に受けられる環境にあるためには、健康に関することを何でも相談できるかかりつけ医療機関※（医者・歯医者・調剤薬局等）を持つことも重要です。「平野区在宅医療ケアネットワーク委員会※」において、多様な関係団体の連携による医療と福祉の提供体制の構築を推進します。
- ④ 口腔機能の維持は、自分の口で食事するために必要不可欠であり、ひいては、身体と心が健康であるために大切なことです。日常生活における口腔ケア※は健康寿命を延ばす上でも大切で、むし歯や歯周病、口臭等の予防のほか、高齢者にとっては、QOL※の向上にもつながります。地域の様々な活動の中で、口腔ケアの必要性を周知していきます。

2 障がいのある人もない人もみんなで支えあえる 平野区をめざして

(1) 障がいへの理解促進の取組

- ① 平野区内において、障がいのある人への気持ちに寄り添えず、自死された事案が発生しました。このような出来事が起きないようにするためには、障がいや障がいのある人への正しい理解を持っていただくことが重要です。引き続き、障害者差別解消法で示されている「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」の考え方が広く認識されるよう周知・啓発に取り組んでいきます。
- ② 発達障がいや外見では分かりにくい障がい等により、住んでいる地域で何かしらの生きづらさを感じている人たちへの理解促進が必要です。引き続き、区社協やエルム大阪等の関係機関と連携して周知・啓発に取り組んでいきます。
- ③ 幼少期から支援を必要としている人を理解し、支える人（担い手）も支えられる人（受け手）もお互いに支えあえる気持ちを育むことが大切です。今後も、市立小中学校の児童・生徒に対して、「福祉の心を育む」取組を進めていきます。
- ④ 多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解する「あいサポート運動※」を周知し、困っている様子を見かけたら、ちょっとした手助けや配慮ができる環境づくりを推進します。

(2) 相談支援の取組

- ① 障がいのある人が必要なサービスを安心して利用できる環境づくりを進めるため、平野区地域自立支援協議会※や平野区障がい者基幹相談支援センターと連携を密にしていきます。また、相談から福祉サービス等の支援に円滑につなぐため、利用できるサービスの情報が分かりやすく、活用しやすい周知方法を検討していきます。
- ② 身近な相談先である地域福祉活動コーディネーターのスキルアップを、平野区地域自立支援協議会と連携しながら区役所と区社協が取り組んでいきます。
- ③ 住んでいる地域で生活のしづらさを抱えている人も多くいます。区社協で行っている発達障がいやひきこもりの当事者とその家族を支援する取組や、各種相談機関で実施している障がい等に関する支援の取組と連携していきます。

(3) 地域・社会参加を促す取組

- ① 障がいのある人が地域で安心して暮らしやすいと感じることのできる社会の実現をめざして、障がいのある人を支援する相談機関や区社協と連携し、障がいの特性を理解する学習の機会をつくっていきます。さらに、それぞれの地域で活動する団体で構成されている地域活動協議会等が実施している地域活動に、障がいのある人の参加が促進され、障がいの有無に関わらず地域での交流につながっていくよう取り組んでいきます。
- ② 障がいのある人もない人も、誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりをめざして、平野区地域自立支援協議会と連携した地域におけるスポーツの普及・啓発に努めていきます。また、地域内で従前から親しまれているニュースポーツ等に障がいのある人が気軽に参加できるよう働きかけていきます。
- ③ 就労をめざす障がいのある人が就労支援等の障がい福祉サービス利用にスムーズにつながるよう、また、地域就業支援のネットワークが充実するよう関係機関と連携して取り組んでいきます。

(4) 障がいのある人やその家族が安心して暮らせるための取組

- ① 地域住民同士が「あいさつ」や「声かけ」等、気にかける活動をするのが緩やかな見守り活動となります。地域に住む住民には重度の障がいや要介護状態等（要援護者）、何らかのサポートを必要としている人も生活しています。日頃の見守り活動につなげるため、要援護者から同意をもらい、民生委員・児童委員等の見守り訪問に活用する「要援護者名簿」を作成しています。



見守り訪問（瓜破西地域）

- ② 台風等による水害と地震・津波への備えは安心して暮らしていくために、誰にとっても重要です。要援護者はそれぞれの状態によって避難することが難しい場合があることから、避難行動要支援者の個別避難計画を地域の自主防災組織や地域包括支援センター・区社協等と連携して策定していきます。
- ③ 認知症や障がいによる判断理解力の低下は、日常生活での様々な不自由をきたす要因となる恐れがあります。高齢者や障がい者の権利擁護の観点から、区社協では福祉サービス等の利用援助や金銭管理・預かりサービスを行う「あんしんさぽーと※（日常生活自立支援事業）」を実施しています。また、財産管理や契約行為、身上監護等の法律行為が適切に行われるよう、民法で成年後見制度が規定されています。成年後見支援センターでの相談、申立人がいない場合は市長権限による申立により、成年後見制度が適切に利用できるよう取り組んでいきます。
- ④ 高齢者や障がい者が地域で安心して暮らす上で、人権が守られることは非常に重要です。高齢者や障がい者への虐待が生じる際には、家庭に複雑な背景や要因がある場合が多く、支援を適切に実施するための専門的で高度な支援スキルが必要になります。区役所、医療機関、民生委員・児童委員等による「平野区障がい者・高齢者虐待防止連絡会議※」における連携体制の構築や「虐待防止活動評価検討会※」での事例共有と進捗管理等、虐待防止に対する体制構築を進めていきます。
- ⑤ 障がいや高齢、生活の困窮等の複合的な課題を抱えた世帯には、既存の制度や仕組みでは解決が困難なことが多いため、今後も「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業を実施していきます。また、必要に応じてスーパーバイザーの助言を活用しながら、相談機関、専門職等が分野を超えて連携し、対象者へ適切な支援が届く体制づくりを推進します。

3 こども・子育て世帯をみんなで支えあえる 平野区をめざして

(1) 妊娠期から切れ目ない子育て支援体制の強化への取組

- ① 妊娠の届け出から始まり、妊産婦健診※や乳幼児健診※、各種予防接種、保健師や助産師による支援、心理相談員による相談等、幅広い内容で産前産後の支援を行っていきます。
- ② 障がいのあるこどもを早期に発見して適切なサービスにつないでいくことで、保護者の負担も軽減されることもあります。引き続き、乳幼児健診等において発達の気になるこどものいる世帯への取組を進めていきます。

- ③ 就学前の生活習慣の定着に向けた「4歳児訪問事業※」において、絵本の配付や健康教育に取り組んでいきます。
- ④ 地域や大学と連携して、「こども学力サポート事業※」を実施し、小学生の学習習慣の定着を支援します。特に、小中学校で教育分野と福祉分野、地域資源が連携した支援として、こどもサポートネット事業※も継続して進めていきます。



ひらの青春生活応援事業のリーフレット

- ⑤ 小中学生の不登校対策として「こどもの生きる力育成支援事業※」を、高校生の年代では「ひらの青春生活応援事業※」を実施し、伴走型支援に取り組んでいきます。



平野区のこどもたちを元気にする宣言文

- ⑥ 平野区の未来を担うこどもたちを、元気で健やかに育てていくため、また、平野区のこどもたちを元気にするために、「平野区のこどもたちを元気にする宣言※」を平成26年5月に行いました。この理念のもと、平野区のこどもたちが夢と希望と誇りを持ち、未来にきらめく「ひらのっこ」を育てるため、こどもたちの「生きる力」育成プロジェクト+10（プラステン）※を推進していきます。



(2) 相談支援の取組

- ① 区役所子育て支援室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受け付けています。子どもの発達等の様々な相談、DV※の相談に関して、保健師や保育士、家庭児童相談員等による対応のほか、専門的な対応ができる機関の紹介を行っています。また、ヤングケアラー※に関する相談も行っています。
- ② 子育て支援センターや子ども子育てプラザで行っている出張相談等とも連携し、身近な場所で子ども、子育てに関する相談がしやすい環境づくりに努めていきます。
- ③ これまでに保育園や幼稚園を利用希望する家庭への情報提供の機会として「幼稚園・保育園等情報フェア」を開催しています。また、保育園や幼稚園の利用に関する相談に対しては、子育てコンシェルジュ※（利用者支援専門員）によるきめ細やかな対応を引き続き行っていきます。
- ④ ひとり親家庭への支援として、ひとり親家庭サポーター※による就業相談・離婚前相談、自立支援給付金等の各種相談を行うほか、弁護士による離婚・養育費相談も継続して行っていきます。
- ⑤ 現代の子どもが抱える悩みは、友人関係や勉学、不登校等、多岐にわたり、複雑化している現状があります。地域の身近な相談相手として民生委員・児童委員がいます。その中でも、子ども、子育てに関する支援を専門とする主任児童委員がいて、地区担当の民生委員・児童委員や学校園、行政等の関係機関と連携・協力して活動に取り組んでいます。様々な機会を活用して民生委員・児童委員、主任児童委員の取組を周知しながら、子育ての相談がしやすい地域づくりに取り組んでいきます。

(3) 子育て支援のネットワークづくりの取組

- ① 平野区内の子育て支援関係者による「平野区子育て支援関係者連絡会」を結成し、子育て支援情報「ひらの子育てのWA!情報」発行のほか、区ホームページやLINE・facebook等のSNSと併せて、子育て情報の発信に取り組んでいきます。
- ② こどもの遊び場や子育て情報の提供等を行う「子育てフェスタ」を開催し、企業等と連携を強化していきます。現在多くの企業や個人が登録している「キッズひらちゃん子育て応援団※」と協働して、各種イベントも開催していきます。
- ③ 市立の小中学校は、こどもの学びの場だけの役割ではなく、災害時の防災の拠点や地域コミュニティ活動の拠点、生涯学習の場等、様々な役割を担っています。学校に通う子どもとその保護者のみに関わる場所ではなく、地域に開かれた場所として自然に住民がつながるような学校づくりをめざしていきます。
- ④ それぞれの地域で子育て世帯同士のつながりづくりや地域住民とのふれあいの機会として「子育てサロン※」を実施しています。平野区の子育て力が充実できるよう協働・支援していきます。
- ⑤ 区内でこどもの居場所活動や子ども食堂に取り組んでいる団体等で構成される「平野区みんな食堂ネットワーク※」と連携して、地域住民の交流や多世代の交流の場となり次世代育成が進んでいくよう情報発信等に取り組んでいきます。



子育てフェスタ

- ⑥ 様々な事情で親と暮らすことができない子どもが多くいます。子どもが成長する過程の中で信頼できる大人との愛着形成が重要になり、家庭と同じような環境で生活できる里親※について、その取組が広がるよう周知・啓発を進めていきます。



(4) 児童虐待への取組

- ① 区役所子育て支援室に親子ケア支援員※を配置し、増加する児童虐待通告への対応や、虐待リスクのある世帯への支援を行っています。また、子育て支援室と保健活動担当が連携・情報共有して、妊娠期からその家庭に関わり、新生児・乳幼児の虐待死防止に取り組んでいます。
- ② 南部こども相談センターや学校園、児童福祉団体等で構成している「要保護児童対策地域協議会※」では、代表者レベルで児童虐待への取組状況や方針を確認するとともに、実務者レベルでの協議や連携、情報共有も随時行っています。児童虐待の防止に向けて、多様な親の生活状況や特性を踏まえて、育児スキルの向上や普及啓発、養育環境のサポート等の取組を継続して行っています。
- ③ 子育て支援機関において、支援の困難なケースや対応に困った場合には、積極的に福祉分野や心理分野等の専門家によるスーパーバイズを受け、適切な支援につなげていきます。
- ④ 民生委員・児童委員、主任児童委員は、児童虐待防止の観点から妊娠中の母親からの相談や地域のサロン活動を通じての子育て相談により、親が育児疲れや地域からの孤立をしないように活動しています。また、保育園や幼稚園、小中学校等の関係機関との連携を日頃から行いながら、地域の中で「見守り」を行っています。引き続き、地域におけるこどもの健全育成活動を行っていきます。
- ⑤ 重大な児童虐待をなくすためには、未然防止・早期発見・早期対応が非常に重要です。この取組は行政や子育て支援機関だけで取り組んでいくものではなく、平野区に関わる全ての人が次世代育成を推進していくため、児童虐待のない平野区に取り組んでいくことが重要であると認識が共有されるよう、引き続き、取り組んでいきます。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

4 安全で安心な平野区をめざして（「気にかける」地域づくり）

（1）セーフティネット構築の取組

- ① 暮らしの悩みに関する個別の相談は、生活困窮者自立相談支援を担当している「暮らしサポートセンター平野」が窓口となっています。様々な関係機関と連携しながら、自立した生活に向けた就労支援・家計改善・法律相談等の伴走型個別支援や、住居確保給付金の手続きを実施しています。現在生活に困窮している場合だけでなく、何かしらの理由により今後困窮状態に陥る恐れのある人についても、相談対象としています。相談者の状況に応じて区役所生活保護担当へつなぐ等、最低限度の生活保障確保に向けた取組も行っており、生活保護受付面接担当者との連携を深めるため、定期的な意見交換を開始したところです。また、区役所生活保護担当では、就労される等、生活保護が不要でなくなった際に、健康保険等の必要な手続きの説明と併せて、再び生活に困りそうな時には、生活保護担当よりも前に暮らしの悩み事を相談できる場所として「暮らしサポートセンター平野」の周知を徹底し、セーフティネットとしてお互いの連携を強化していきます。
- ② 地域で孤立しない取組として、大阪市では電気・ガス・水道のライフライン事業者や、郵便・新聞等の配送を行う事業者等と連携した見守り活動を行っています。支援を必要とする人を早期に発見できるよう、さらに関係機関や地域と連携していきます。
- ③ 生活に困り事を抱えている人への支援のため、区内の多数の相談支援機関が「平野区セーフティネット連絡会※」に参画し、事例や情報の共有を図りながら連携・協働できる関係づくりに取り組んでいます。複合的な課題には、「総合的な相談支援体制の充実（つながる場）」事業を通じて支援方針の共有や役割分担の整理等、対象者へ適切な支援が届くような体制づくりを構築しています。
- ④ 堆積物を屋内に溜め込んで処理することができなくなり、悪臭や害虫等により生活環境が悪化している、いわゆる「ごみ屋敷」問題については、堆積者への福祉的支援が必要な場合が多くあります。また、防火の観点からも対応が必要となります。区役所と区社協等の関係機関、加えて地域での見守り機能が連携して関わりながら、解決に向けた取組を進めていきます。

(2) 防災・防犯の取組

① 自身やご家族に障がいや介護等に起因して、医療機器や福祉的用具等が必要な人がいる場合は、日頃から避難の方法や避難所生活を見据えた準備をしていく必要があります。引き続き、市民防災マニュアル等を活用した周知に取り組んでいきます。

② 災害時に福祉的な支援を必要としている人がいることが広く認識されるようになり、防災分野と福祉分野の連携が重要です。日頃から行われている地域のみなさんによる見守り活動等の地域活動は、顔の見える関係づくりに留まらず、災害時に支援の必要な人に対してどのようなサポートが必要であるかを把握する良いきっかけになります。大規模な災害が発生した場合、自身やご家族の安全確保だけでなく、隣近所を気にかける等、共助の意識を醸成する取組を進めます。また、緊急的な医療的措置が必要となる人が多数生じる恐れもあります。引き続き、自主防災組織や防災リーダー等が行っている防災訓練や避難所開設訓練と協働して防災意識を高める取組を行い、避難所での医療救護体制の検討にも取り組んでいきます。

③ 区内には、重機や建設機械等を持っている企業や事業所が多数あります。災害時にはそういった道具や技術の提供をいただくことで、地域における災害応急対策や迅速な復興支援が期待できます。「防災協力企業※」等の地域貢献活動やNPO法人による非営利活動のような民助をこれまでよりも広く呼びかけていきます。

④ 平野区では高齢者の特殊詐欺の被害が多く発生しています。犯罪のない平野区をめざして、地域の青色防犯パトロール活動や警察との連携を強化していきます。



防災フェスティバル（平野地域）

(3) 地域力アップへの取組

- ① 安全で安心なまちづくりのためには、地域コミュニティの活性が必要です。地域活動協議会等が開催する様々な人が交流できる行事を区社協と連携して支援していきます。また、地域行事を通じて新たなボランティアの発掘や育成への取組にも地域団体や企業・NPOと連携して取り組んでいきます。
- ② 平野区では多様な国籍の住民が多く生活しています。言葉や生活習慣の違いによる暮らしにくさやトラブル、生活上の不便や不自由さが生じないように、多様な文化が尊重され、日常生活の中で自然に生活し続けることができる平野区をめざします。
- ③ 令和2年から拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、それぞれの地域で行ってきた活動や取組が制約を受けている状況です。地域活動の停滞により社会的孤立に陥る世帯や福祉的支援の必要性を見逃されるリスクが高まる可能性があります。新しい生活様式により、十分な感染症対策を行った地域活動への支援を行っていきます。今後も想定される新たな感染症への対策も、地域と情報連携しながら地域活動を支援していきます。
- ④ 地域での活動を継続していくためには、人材確保のほかに、一定規模の財源も必要です。地域から俯瞰した場合、行政からの補助金等の支援の他にも外部の関係者からの資金調達の工夫も必要です。財源の確保について、賛助制度の創出や有償のボランティア活動による収益増を検討する等、平野区まちづくりセンター※や区社協と連携して取り組んでいく必要があります。

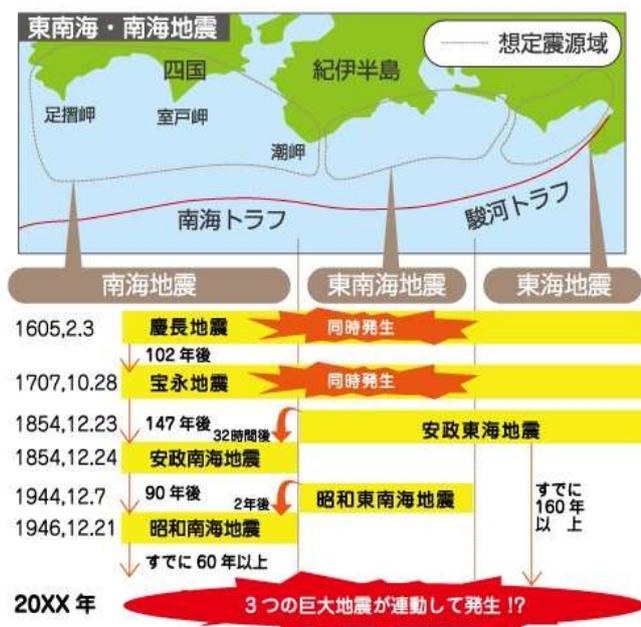


青空喫茶（喜連北地域）

おわりに

令和3年度から区役所や区社協が第2期計画における取組等を振り返り、令和4年度には策定委員のみなさまや関係機関のご協力をいただき、第3期計画が策定できましたことにつきまして、心から厚くお礼申し上げます。

平野区では、現在でもなお、多くの福祉課題が山積しており、複雑化・多様化していることから今後も増加していくことが想像できます。第3期計画策定委員のみなさまからも、特に防災の観点について多くのご意見をいただきました。近く発生すると言われている南海トラフ地震は、これまでの歴史を振り返ると、100年から150年の周期でM8クラスの巨大地震が起きています。加えて、東海・東南海・南海地震が3連動で発生するとの予測もあり、震源域が広がることから、首都圏から九州までの広範囲で甚大な被害が想定され、経済的被害が約220兆円を超えるとも言われています。私たちは、これまでも、阪神淡路大震災等の大災害を経験しており、そこから学んだことの一つは、普段からの備えが大事である「自助」の重要性です。家具の転倒防止を行ったり、ハザードマップ等で避難場所を確認したり、地域で行われている防災訓練に参加する等、災害に備えて意識を高めることが大変重要です。みなさんが、普段から備えることによって、より暮らしやすい平野区になると信じています。そして、最も肝心なことは、ご近所同士の普段からのお付き合い、それが「共助」につながります。隣近所の人にあいさつする等、つながりづくりの大切さを考えてみませんか。



なことは、ご近所同士の普段からのお付き合い、それが「共助」につながります。隣近所の人にあいさつする等、つながりづくりの大切さを考えてみませんか。

これまでも掲載してきました、「つながり」「見守り」「人材・社会資源」の広がりには、すべて地域コミュニティの活性により実現するものと考えています。平野区に関わるすべての人、それは、住民のみなさんだけでなく、支援をする専門職もコミュニティを形成する一員です。近年、各地域では担い手・ボランティアの高齢化により活動の継続も厳しい状況があるとのお声も聞きます。地域によっては高齢化率50%を超えている小学校区もあり、これまでの地域活動の維持も困難な状況にある地域もあります。今までの地域活動を振り返り、それぞれの地域に関わる人を住民のみなさんに限らず増やしながらか、お住まいの地域の将来像を描き、共有して地域活動の充実に取り組んでいきましょう。

平野区は、第3期計画の理念「すべての人と人がつながり、支えあうまち平野」をもとに、あらゆるつながりを大切にできる地域社会を推進するため、この計画を一人でも多くの方に読んでいただき、平野区に関わるすべてのみなさんと一緒に様々な取組を推進していきたいと考えておりますので、引き続き、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

平野区地域保健福祉計画（第3期）策定の経過

第2期計画で取り組んできたことに対して統計データ等を活用して振り返り、評価をいただきながら、第3期計画を策定していくこととしました。地域福祉を推進する上で必要と考えた保健分野や防災分野等の連携も重要であるとの観点から、名称を「地域保健福祉計画」と改めたこともあり、策定委員会の委員には地域における福祉活動を行っている方や医療関係者、学識経験者等、様々な分野で活躍される方々に就任いただきました。

1 第1回 策定委員会 令和4年11月14日（月）

- ・第2期計画の振り返り（素案）を示し、第3期計画策定に向けての方向性についてご意見をいただきました。
- ・第3期計画（素案）について、「保健・医療」分野との連携、「防災」分野との連携について、具体的取組の視点等、様々なご意見をいただきました。

2 パブリック・コメントの実施 令和4年12月27日（火）～令和5年1月27日（金）

- ・ご意見9件

3 第2回 策定委員会 令和5年3月3日（金）

- ・第1回策定委員会におけるご意見とパブリック・コメントにおけるご意見に対する考え方と修正内容を共有しました。

平野区地域福祉計画策定委員会 名簿

氏名	専門分野	役職等
植西 正子	社会福祉	社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会 評議員
江上 浩史	保健・医療	一般社団法人 平野区歯科医師会 会長
大久保 康則	障がい福祉	平野区地域自立支援協議会 会長
織田 貴子	児童福祉・子育て支援	東喜連保育園 園長
川野 光男	地域福祉・地域活動・ 防災	平野区民生委員児童委員協議会 副会長
鶴澤 知典	高齢者福祉	平野区地域包括支援センター運営協議会 委員長
野村 恭代	社会福祉・地域福祉	大阪公立大学 教授
渡辺 勉	保健・医療	一般社団法人 大阪市平野区医師会 理事

五十音順・敬称略

用語集

頁	用語	概要
1	けんこうじゅみょう 健康寿命	健康上の問題で日常生活に制限されることなく生活できる期間。
1	フレイル	加齢により心身が老い衰えた状態。虚弱状態。早く介入し対策すれば元の健康な状態に戻る場合もある。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症も引き起こす恐れがある。
3	しゃかいふくしほう 社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益保護や、地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保や健全な発達を目的とした法律。
3	ちいきふくしかつどう 地域福祉活動 コーディネーター	平成 26 年度から概ね小学校区である区内 23 地域に 1 人ずつ配置し、地域福祉のネットワークづくりをめざしている。住民の身近な相談機関として、地域特性に応じた見守り活動やボランティアとの連携等を行っている。
3	しょうがいしゃきべつかいしょうほう 障害者差別解消法	平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいがある人もない人もお互いに理解しあい「共生社会」の実現をめざす。
3	えすでいじーず SDGs	国連総会で採択された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17 個のゴールで構成され、地球上の誰一人取り残さないとされている。地域福祉の推進に直接的に関係するゴールとしては、「1 貧困をなくそう」「2 飢餓をゼロに」「3 全ての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」等がある。
4	ニア・イズ・ベター	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方の一つ。大阪市では新しい住民自治と区政運営の実現、ムダを徹底的に排除した効果的・効率的な行財政運営をめざし、「市政改革プラン」において「ニア・イズ・ベター」を追求している。
4	えすえぬえす SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の頭文字を取った略称。登録した利用者同士がWEB上で交流できる会員制サービス。
4	ぴーでいしーえー P D C A サイクル	計画管理を効率的に行う業務手法で、「計画 (Plan)」→「実行 (Do)」→「評価 (Check)」→「改善 (Action)」のサイクルを繰り返し行い、継続的な改善に取り組むこと。
6	ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ 合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。日本では昭和 48 年の 2.14 を最後に、人口維持に必要とされる 2.07 を上回ったことがなく、平成 27 年は 1.50 にとどまっている。
7	こうれいかりつ 高齢化率	人口に対する 65 歳以上の割合。高齢化率が 7% を超えると「高齢化社会」、14% を超えると「高齢社会」と呼ばれる (21% 以上を「超高齢社会」と呼ぶこともある。)

頁	用語	概要
7	ろうろうかいご 老老介護	65歳以上の高齢者が同じ65歳以上の高齢者を介護している状態。
8	ちいきほうかつ 地域包括 ケアシステム	地域住民が重度の要介護状態になっても、必要なサービスを必要な分だけ受け取ることができ、住んでいる地域でいつまでも自分らしく住み続けることをめざした仕組み。そのためには、生活の基盤となる住まいで、保健や医療等のサービス、在宅福祉等の福祉サービス、地域におけるインフォーマルサービス等が連携して、一体的に提供されることが必要。根拠法令は介護保険法第115条。
8	とくしゆさぎ 特殊詐欺	犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等と言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪。
11	しよくどう こども食堂	様々な家庭の事情等の理由で、孤食や家庭で十分な食事が摂れないこどもに対して、無料もしくは安価な食事を提供したり、安心して過ごすことができる居場所を提供する民間発の活動。最近ではこどもに限定せず、多世代や保護者同士が集う居場所として実施したり、宿題や学習を支援する居場所としても実施している。
12	くらしサポート ひらの センター平野	生活困窮者自立支援法に基づき、複合的な課題にも対応し、個々の相談に適切な支援が届くよう、平野区役所に開設。こどもの不登校相談や就労相談、債務整理等の生活全般の相談を受け付けている。
13	ようしえんよびぐん 要支援予備群	現行の福祉の仕組みでは支援対象にはならないが、早期に課題等を解決することで、支援の対象になるまでの期間を長くすることができる対象者。（大阪公立大学 野村教授の表現）
15	ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	災害対策基本法において、障がいや高齢、乳幼児等、災害発生時の避難等に特に配慮が必要な人。
15	ようえんごしやめいぼ 要援護者名簿	高齢者や障がい者、難病患者等の要援護者から事前に同意を取り、災害時だけでなく平時の見守り対象者として把握して、地域における見守り活動や支えあい活動に活用する名簿。
16	マルチパートナー シップ	大阪市では、市民・企業・NPO等の様々なセクターの方々が互いに協働し、また、行政と協働して活力ある地域社会づくりをめざしている。
16	フォーマルサービス・ インフォーマル サービス	フォーマルサービスは、医療保険制度や介護保険制度等の法律・制度に基づいて行われる公的なサービスで、訪問介護やデイサービス等。インフォーマルサービスは、介護保険等の制度を使わないサービスで、NPOやボランティアグループが行うサービス（有料・無料に関わらない）。
19	ちいきほうかつしえん 地域包括支援 センター・ ランチ	高齢者が住んでいる地域で安心して生活し続けられるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が様々な専門機関と連携しながら支援する、介護保険法第115条の46で定められた機関。

頁	用語	概要
19	るんるんネット	医療と介護・福祉のネットワークを活用し、認知症高齢者だけでなく、高齢者の在宅生活を支援するための医療と介護・福祉の連携体制の定着・発展を図るため、連絡会・相談会を実施し、認知症サポート医との連携体制を深めている。
19	キャラバン・メイト	認知症啓発活動として、認知症を正しく理解し、地域にお住いの認知症の人とその家族を温かく見守る応援者「認知症サポーター（キッズを含む）養成講座」を開催するボランティアの講師。
19	<small>にんちしょう</small> 認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者。
19	ひらの オレンジチーム	認知症診療・ケアの経験豊富な医師、医療・介護福祉の専門職で構成され、地域包括支援センターに設置。初期集中支援をはじめ、若年性認知症への支援、地域における認知症対応力向上への取組を行っている。
20	<small>きっさ</small> ふれあい喫茶	地域のつながりと住民のふれあいを深めるため、飲み物や軽食を有償（安価）で提供する、地域のボランティアが運営している交流の場。
20	<small>ひやくさいたいそう</small> いきいき百歳体操	手首・足首に重りをつけた簡単な筋力運動で、地域集会施設等で定期的に開催。仲間づくりや、閉じこもり予防、認知症予防にも期待できる。
20	<small>しみん</small> ボランティア・市民 <small>かつどう</small> 活動センター	平野区社会福祉協議会に開設されている、ボランティア活動・市民活動全般の相談窓口。
20	<small>しょくじ</small> 食事サービス	地域に住んでいる高齢者を対象にした有償の食事提供活動。会食は地域集会施設等に集まって食事。配食はボランティアが自宅まで食事を届ける。つながりづくりや見守り活動として実施。
20	<small>ひらのくみまも</small> <small>そうだんしつ</small> 平野区見守り相談室	地域と行政が緊密に連携し、日頃からの見守り活動の推進や地域の関係団体等のネットワークづくりの強化を目的に平野区社会福祉協議会に設置されている。福祉専門職を配置し、 ①要援護者の名簿提供にかかる同意確認、名簿整理 ②孤立世帯等への専門的な対応 ③認知症高齢者等の行方不明時における早期発見 等に取り組んでいる。
20	<small>しーえすだぶりゆ</small> C S W	コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（Community Social Worker）の頭文字を取った略称。民生委員や地域住民等から報告を受けた解決困難な事例の個別相談・援助・支援や関係機関と連携した活動をしている。（平野区見守り相談室）
20	<small>ひらのく</small> 平野区ささえ愛 <small>しえんいん</small> 支援員	介護保険法第115条の45により配置された生活支援コーディネーターの平野区における愛称。今後増加していく高齢者の生活支援ニーズに対応していくため、住民主体のサービスをはじめ、NPOやボランティア、企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供体制の構築を支援。 ①ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築 ②地域資源・サービスの開発等 ③サービスの実施情報の周知等 ④ニーズと地域資源とのマッチング 等

頁	用語	概要
21	にこにこ教室	65 歳以上の高齢者を対象に、月に 1 回、地域集会施設等で地域住民同士の交流の場を開催。栄養や認知症、口腔ケア等、専門家を講師に招いて講座を開催。介護予防教室として実施。
21	かかりつけ医療機関 <small>いりょうきかん</small>	健康に関することを何でも相談でき、必要に応じて適切な医療機関を紹介する等、身近な医者・歯医者・薬局。
21	平野区在宅医療 ケア ネットワーク委員会 <small>ひらのくざいたくりょう いんかい</small>	地域住民が要介護状態になっても、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等との関係者の連携が必要となる。医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、在宅医療・介護の関係者により委員会を設置し、在宅医療と介護連携の推進に取り組んでいる。
21	口腔ケア <small>こうくう</small>	一般的に口を清潔に保つこと。目的として、虫歯・歯周病予防、味覚の改善、会話等のコミュニケーションの改善、口腔機能の維持等。健康寿命を延ばす上で必要な取組と言われている。
21	Q O L <small>きゅーおーえる</small>	クオリティ・オブ・ライフ (Quality Of Life) の頭文字を取った略称で、日本語としては「生活の質」と訳されることが多く、「生きがい」や「満足度」という意味もある。
22	あいサポート運動 <small>うんどう</small>	多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮等を理解し、困っている様子を見かけたら、ちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）をめざす運動。
23	平野区地域自立 支援協議会 <small>ひらのくちいきじりつ しえんきょうぎかい</small>	障がい者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、平野区における相談支援事業をはじめ障がい者福祉に関するシステムづくりを協議している場。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき設置している。
24	あんしんさぼーと	認知症や障がい等により判断能力が不十分な人を対象に、地域で自立した生活が送れるよう援助し、その権利擁護を目的とした事業。福祉サービスの援助や日常的な金銭管理サービス等を行っている。
24	平野区障がい者・ 高齢者虐待防止 連絡会議 <small>ひらのくしやう しゃ こうれいしやぎやくたいぼうし れんらくかいぎ</small>	障がい者・高齢者虐待防止等の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する人等が、虐待を取り巻く状況や考え方を共有し、有機的に連携協力ができる体制を強化することを目的とした会議。
24	虐待防止活動評価 検討会 <small>ぎやくたいぼうしかつどうひょうか けんとうかい</small>	区役所と地域包括支援センター等において、高齢者に対する虐待状況の早期終結を目的に処遇検討を行い、虐待が起こった要因を分析して明確化し、その防止対策について検討するため定期的に開催している会議。
25	妊産婦健診 <small>にんさんぶげんしん</small>	全ての妊婦が安心して安全に出産できるよう、定期的に行う妊婦健康診査。また、出産後間もない時期に妊婦の体と心の健康状態を確認するため、産後 2 週間及び産後 1 か月に行う産婦健康診査。
25	乳幼児健診 <small>にゅうようじけんしん</small>	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法に基づいた健康診査で、保健師による妊娠・出産・育児に関する保健指導等、様々な支援を実施。3 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を実施。

頁	用語	概要
25	さいじほうもんじぎょう 4歳児訪問事業	4歳児にかかる家庭訪問等を行い、健康教育、子育て相談、個別支援等を実施し、虐待予防につなげる事業。
25	がくりよく こども学力サポート事業	小学生を対象とし、大学生や地域の人材が児童への学習支援を実施することによって、児童の学習習慣の定着を図るとともに、事業の実践により人材の育成につなげることを目的として、平野区内の市立小学校等で教育活動の支援等を行う事業。
25	こどもサポートネット事業	学校を通じて、世帯の経済的困窮等の課題を抱える要支援者を早期に発見し、課題を見える化するとともに、学校と区役所が連携して必要な制度につなぐ事業。
25	い ちから こどもの生きる力育成支援事業	小中学生を対象とし、こどもの生きる力を育成することを目的として、学校・区役所子育て支援室、その他関係機関と連携しながら、不登校・不登校に陥る恐れのある児童・生徒及び保護者を早期にサポートし、対象児童及び生徒の学力向上、意欲向上、居場所づくり等の各種支援を実施。また、児童・生徒が将来のイメージを具体的に持つことによる意欲向上をめざし、事前に登録されたゲストティーチャーを派遣する事業。
25	せいしゅんせいかつ ひらの青春生活応援事業	様々な理由により、不登校に陥る恐れのある高校生一人ひとりにあわせた高校生活の定着と卒業をめざす個別支援事業。
25	ひらのく 平野区のこどもたちを元気にする宣言	平野区に関わるすべての人が、未来を担うこどもたちのために、それぞれの立場や分野で取り組んでいくことを平成26年5月に宣言した。以下、宣言内容。 ・こどもも親も たくさんの人と関わりを持ちながら ともに育ち・育てる ・多様な体験や学習から こどもの未来の可能性を広げる ・すべての大人や社会がつながり こどもの育ちを支援する この宣言を機会に、こどもたちの「生きる力」を醸成することを目的に、「こども外遊びマニュアル」を作成した。
25	こどもたちの「生きる力」育成プロジェクト +10	「平野区のこどもたちを元気にする宣言」を理念におき、家庭・地域・区民・企業・学校等がこどもの成長についてしっかり考え、共に持てる力を発揮し、こどもの健やかな育みを支える取組。妊娠期から子育て期、こどもの社会的自立までの切れ目ない支援を行う10項目の取組。
26	でいーぶい D V	ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) の頭文字を取った略称。一般的には、「配偶者や恋人等、親密関係にある、または、あった者からの暴力」としている。
26	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているこども。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話等に時間を費やすことで、友人と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校に行けなかつたり、遅刻する等、こどもらしく過ごせない可能性がある。

頁	用語	概要
26	こそだ 子育て コンシェルジュ	区役所子育て支援室に配置されている、主に保育園や幼稚園の入園等に関する相談対応を行う職員。正式名称を「利用者支援専門員」といい、地域の子育て支援機関との連携調整や情報共有等も行っている。
26	おやかてい ひとり親家庭 サポーター	ひとり親世帯の人や寡婦の人に対して、就職や自立支援に関する情報提供や、離婚前相談、ひとり親家庭自立支援給付金の事前相談、申請受理等、きめ細やかな相談支援体制を構築。
27	キッズひらちゃん こそだ おうえんだん 子育て応援団	次世代を担う子どもたちが安全で安心な環境の中で育ち、いきいきと自立して生きる社会、子どもを産み育てることに安心と喜びを感じることができる社会をめざすため、子育て支援に協力していただける企業・店舗等。
27	こそだ 子育てサロン	住んでいる身近な地域集会施設等で、小学校就学前の乳幼児とその保護者が楽しく遊べ、保護者の子育ての悩みを相談でき、仲間の輪が広がることを目的に、地域のボランティア等が定期的に運営する居場所活動。
27	ひらのく 平野区みんな食堂 ネットワーク	平野区内で活動する子ども食堂やこどもの居場所活動を行っている団体等が、相互の情報共有と協働を目的に活動するネットワークの仕組み。今後、子ども食堂等の開設を検討している個人や団体からの相談を受けたり、区役所や区社協等と連携した取組を実施している。
27	さとおや 里親	子どもが、もとの家庭で生活できるようになるまでの一定期間、あるいは、自立できるようになるまでの期間（原則18歳まで）、深い愛情と理解を持って自身の家庭で育ててくれる人。
28	おやこ しえんいん 親子ケア支援員	要保護児童をはじめとした虐待リスクのある家庭に対して、家庭訪問や個別相談の支援等を行っている。
28	ようほごじどうたいさく 要保護児童対策 ちいききょうぎかい 地域協議会	児童福祉法第25条の2に基づき設置され、要保護児童の早期発見やその適切な保護、要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関（保健機関、福祉機関、医療機関、教育機関等）や関係団体及び児童の福祉に関する関係者が、要保護児童等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容に関する協議等を行う。
29	ひらのく 平野区セーフティ れんらくかい ネット連絡会	複合的な課題を抱える人や世帯に対して、各分野の専門職が連携して支えることができる地域支援力の向上をめざして定期的に開催。各関係機関同士の顔の見える関係づくりから平野区の課題の情報交換を行っている。
30	ぼうさいきょうりょくきぎょう 防災協力企業	「民助」の理念に基づき、地域貢献を行う意思を有する、区内に所在する企業・事業所等に登録していただいている。地震や風水害等の災害時に可能な限りで地域における災害応急対策や復興等の活動に協力してもらう仕組み。
31	ひらのく 平野区まちづくり センター	新しい地域自治の仕組みである地域活動協議会の自律的な運営を支援するために窓口として区役所内に開設。地域活動に関する様々な相談に対して助言等を行っている中間支援組織。